

# JAB MS501-2010 D2 に対する意見提出者

(順不同、敬称略)

提出者名
日本検査キューエイ 株式会社(JICQA)
財団法人 日本品質保証機構 (JQA) 品質推進室 佐藤根隆之
社団法人 日本能率協会審査登録センター(JMAQA)

## 故意の虚偽説明を行っていた事実が判明した認証組織に対する認証機関による処置（JABMS501-2010）に対するパブリックコメント及び処置

No	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB マネジメントシステム技術委員会処置 (凡例 : 採用、 : 修正等、× : 不採用)
1	JICQA	表題		G	表題「～CB による処置」は要求事項を連想させ、本文書がCB に対する推奨事項であり、要求事項を示すものではないことがまったく見えない。本文1. 目的を読まなければ当該文書の性格が把握できないような文書制定は不可である。	JIPDEC 文書に倣って、表題の前に「MS 認証機関認定に関する推奨事項」を補う。	「マネジメントシステム認証機関に対する推奨事項 - 故意に虚偽説明を行っていた事実が判明した認証組織に対する認証機関による処置 - 」とします。
2	JICQA	4.3	1	E	...判断は難しい。	...判断は簡単 (or 容易) ではない。	
3	JQA 佐藤根隆 之	5 . 2	2	T	引用条項について追加する。	故意の虚偽説明があった場合の当該認証の一時停止又は取消しについて JISQ17021 9.2.5.2 項が引用されているが、当該条項は初回認証に関するものである。初回認証後に発生した事案にも本件を適用するためには、認証の一時停止、取消しに関する条項である JISQ 9.6.1 項も引用する必要があると考えられる。	
4	JMAQA	5.2		T	「認証取消し後1 年間又は新たに認証されるまでの間のいずれか短い期	「 <u>認証取り消し後 1 年間の期間公表する。</u> 」と修正する。	× 「認証取消し後 1 年より以前に申請を受理」( 5.3 参照 ) するべきではありませんが、この文書は推奨事

No	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB マネジメントシステム技術委員会処置 (凡例 : 採用、 : 修正等、× : 不採用)
					間公表する。」について、認証取り消し後1年より以前に新たに認証すべきではないため、「新たに認証されるまでの間」は不要。		項を示すものであるため、必須ではありません。したがって、取消し後1年より早い時点で新たに認証されることもあり得ます。
5	JMAQA	5.3		T	<p>「申請を受理しない期間は、通常1年間程度必要と想定される。ただし、実際にどの程度の期間が必要かは個別事象ごとに異なりうるため、具体的な期間設定は、申請を受理する機関の判断による。」</p> <p>については、</p> <p>これは基本的に制裁措置であり、申請を受理しない期間は個別案件ごとに異なるとは考えられない。</p> <p>また「通常」と何か、推奨事項とはいえ、認証機関によって判断が異なることは容易に予想されるため、制度の一貫性に欠ける印象を読み手に与え、「MS規格認証制度全体の信頼性向上」という本文書発行の背景にある社会の期待に反する結果を招くことが予想される</p>	<p>機関の判断に左右されない「申請受理制限の最短期間」を設定し、示す。たとえば、“<u>申請を受理しない期間を、認証取り消し後半年間とし、認証付与は、取り消し後1年経過後とする</u>”。または“<u>申請を受理しない期間は1年とする</u>”。</p>	<p>×</p> <p>この文書は推奨事項を示すものであり、個々の事例について実際にどのように対応するかは認証機関が判断されることです。原案のように、目安となる期間を提示することで十分と考えます。</p>
6	JICQA	5.3	2~	T	「取消しCBのみならず他CB	5.4 a)には「JABは認定審査で確	回答：

No	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB マネジメントシステム技術委員会処置 (凡例 : 採用、 : 修正等、× : 不採用)
		5.4 b)	3 1	T	も認証申請を受理しない」 「JAB は組織名を一元管理し CB が利用できるようにする」 とあるが、申請受理にあたり CB は clean な組織か否かを全 件についてその都度チェック する必要に迫られ、CB に過重 な負担を強いることになる。	認する」とあるが、該当組織が1 件や2件ならいざ知らず、また、 社名を変更しての申請も考えら れ、CB 側でのチェックで確実に 期すことは困難である。 この規定の精神は理解できるが、 具体的かつ確実な作業手順をも っと詰めるべきである。	ご提案ありがとうございました。具体的手順につき ましては、詳細を定め次第、別途認証機関に連絡い たします。
7	JQA 佐藤根隆 之	5 . 3	6	T	機関が申請を受理した場合、そ の情報を協会へ連絡すること について、一定 の期限を設ける。	申請の受理の制限とのバランス を考慮して例えば「機関は認証を 取消された組織の申請を2年以 内に受理した場合、その情報を本 協会に連絡する。」とする。	× 5.4 b)の規定のとおり、本協会は、故意の虚偽説明に よって認証を取り消された組織及びその後申請を受 理された組織の情報を一元管理し、認証機関が利用 できるようにいたしますが、故意の虚偽説明によっ て認証を取り消された組織が次に認証申請を行うま での期間は組織によって異なるため、「2年以内」と いった期限をつけますと、認証取消し後、申請まで の期間が長かった場合に、申請がなされたことの情 報が取りこぼされ、当該組織への不利益となります。
8	JMAQA	付表 1			「 「故意」であるかどうかの 判定には慎重な確認が必要で ある。偶然に発生した又は理解 不足による過誤などの記載間 違い、説明間違いは含まれな い。」について「故意」である か否かを認証機関のみが判断 することは困難である。	「 「故意」であるかどうかの判 定には慎重な確認が必要であり、 <u>原則組織の同意を必要とする</u> 。偶 然に発生した又は理解不足によ る過誤などの記載間違い、説明間 違いは含まれない。」	× 「故意」であることの判断をする局面においては、 組織も「故意でない」ことを示す証拠を提示するな どして抗弁するのが通常と考えられ、認証機関は、 そのような過程を経て故意か否かを判断されること と思われます。 「故意」であることの判断に組織の同意を必要とす れば、組織が否定した場合には客観的な状況の如何 に関わらず「故意」ではないとすることになり、こ の文書の目的を達成するのは困難となります。